

重要事項説明書(低圧)

この書面は、電気事業法第2条の13に定める小売電気事業者の説明義務および書面交付義務に基づき、低圧で受電するお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明するものです(お客さまは、当社が、本重要事項説明書のほか、契約締結後にお送りする書面、契約内容の変更に伴う通知その他各種ご案内を、電子メール、マイページへの掲載その他の電磁的方法によりお知らせすることをご承諾いただきます。)。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、契約手続きに進んでいただきますようお願い致します。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、当社電力需給約款をご確認いただきますようお願いいたします。

1. お申込み・契約成立・供給開始

- (1) お申込みは、当社の電力需給約款に記載された供給条件を契約内容とすることを同意の上、当社所定の様式により、インターネットを通じていただきます。ただし、上記によらず当社とお客様との間で合意した場合は、書面でのお申込みも受け付けております。
- (2) お客様の電気設備の状況または現在ご契約中の小売電気事業者とのご契約内容等の状況(オール電化プランでご契約されている場合等)により、切り替えができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、現在のご契約内容によっては、現行の電気料金より高くなる可能性があります。また、引越し先でのご利用等、現在電力契約が無い場所でのお申込みは受け付けておりません。
- (3) 電力需給契約は、お客様のお申込みを当社が承諾し、当社への切り替え手続きが完了した日に成立いたします。具体的なご契約成立日は、切り替え手続き完了時にお送りする書面にてお知らせいたします。ただし、上記によらず当社とお客様との間で合意した場合は、当該日といたします。
- (4) 供給開始日は、原則として、お客様がお申込みをした後に到来する最初の検針日といたします。最初の検針日までに切り替え手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。具体的な供給開始日は、切り替え手続き完了時にお送りする書面にてお知らせいたします。ただし、お客様が供給を受けられるエリアの一般送配電事業者所定の手続が完了するまで、電気の供給を開始することはできません。
- (5) お申込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。お申込みの撤回手続きが間に合わない場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客様自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要があります。この場合、供給開始日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。
- (6) お申込みにあたり、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は不要です。また、現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で、①契約途中の解約金等の発生、②ポイント等の失効、③継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア、④過去の電力使用量に関する照会の不可、等が生じる可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。
- (7) 当社は、本重要事項説明書のほか、電力需給約款、切り替え手続き完了時にお送りする書面、各種ご案内等(これらの変更も含みます。)は、書面の交付(郵送)に

代え、ホームページ、メール等の電磁的方法により、お客様にお知らせすることができます。また、本重要事項説明書のほか、電力需給約款、切り替え手続き完了時にお送りする書面、各種ご案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。

2. 電力需給契約の契約期間・更新

契約期間の定めはなく、契約期間は、電力需給契約が成立した日から終了する日までといたします。一定の時期に解約したことに伴う違約金はありません(ただし、お客様のお申込みにより発生した工事費負担金その他の費用については、お客様が実際に電気の供給を受けたか否かにかかわらず申し受けます。)

3. 契約電流・契約容量・契約電力

契約電流・契約容量・契約電力は、「電気料金種別定義書」1.(契約種別)のうちから、お客様のお申出により定めます。現在既に別の小売電気事業者との間でご契約の場合には、当該小売電気事業者との間で適用されている契約電流、契約容量、契約電力によるご契約のお申込みをお願いいたします(お申込みと同時に契約電流、契約容量、契約電力を変更することはできません。)

4. 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は一般送配電事業者の託送供給等約款等に定めるところによるものといたします。

5. 電気料金

- (1) 料金は、算定期間(7(2)をご覧ください。1ヶ月の料金の算定期間をいいます。)ごとに、①基本料金、②電力量料金、③燃料費調整額、④再生可能エネルギー発電賦課促進金を加えたものといたします。
- (2) 標準的な各料金単価は別表の通りです。詳細については「電気料金種別定義書」をご参照ください。ただし、上記によらず、当社とお客様との間で別途の合意をした場合には、合意した料金単価を適用するものといたします。

6. 工事費等の負担

- (1) お客様の供給開始または契約電力の増加その他の電力需給契約の変更(変更の撤回も含みます。)に伴って、一般送配電事業者から負担を求められる工事の工事費負担金その他の費用及びその支払いに必要な費用(一般送配電事業者からの求めに応じて当社が行った工事等の費用を含みます。)が生じる場合、当社は、これら設備の設置または変更の工事についての工事負担金その他の費用について、工事着手前に申し受けます。
- (2) 計量器の設置に伴う費用負担については、原則として一般送配電事業者において費用負担の上で設置するのですが、お客様のご希望により、これを超えた設備の設置を行う場合には、当社はそのための費用を負担せず、お客様にご負担いただきます。

7. 計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、原則として一般送配電事業者が設置した記録型計量器により計量いたします。
- (2) 料金の算定期間は、原則として毎月の検針日から翌月の検針日の前日までの間の1ヶ月間といたします。ただし、電気の供給開始、電力需給契約の解約や契約電流等の変更があった場合などには、電力需給約款にもとづき日割計算をすることがあります。

8. お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については、当社が提供するインターネット上のマイページにおいて通知いたします。紙での

請求書の発行は原則行っておりません。マイページを閲覧するための情報は、切り替え手続き完了時にお送りする書面にて通知いたします。

- (2) 毎月の電気料金については、算定期間の最終日の翌月27日までに、当社が指定した方法(個人名義でのお申込みの場合はクレジットカード払い、法人名義でのお申込みの場合はクレジットカード払いまたは口座振替のうちお客さまが選択された方法)によりお支払いいただくものといたします。なお、これらの方によることができない場合には、振込の方法によりお支払いただきます(振込手数料はお客さまのご負担となります。)。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他の都合により、さらに翌月のご請求となる場合や、2か月分の電気料金がまとめて請求されることがあります。
- (3) 工事費負担金については、その都度、(1)の方法によりお支払いいただくものといたします。
- (4) お客さまが、支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息(年10パーセントの割合。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額及びこれに対する消費税相当額を除いて算定します。)を申し受けます。

9. お客様のご協力

- (1) スマートメーターの取り付け: お客様の電気のご契約場所の計量器(電気メーター)がアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。本取替工事の際、お客様の土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託する施工会社(以下「施工会社」といいます。)にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者または施工会社よりご連絡をさせていただきますので、ご家族の皆様にスマートメーターの取替工事の連絡があり、工事が実施されることをお伝えください。なお、取替工事に際して当社への電気の契約切り替えのためであることは告げられませんのでご了承ください。なお、本取替工事の際お客様の工事立ち会いの必要は原則ありません。
- (2) 需要場所への立入りによる業務の実施: 当社または一般送配電事業者は、以下の場合には、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (a) 供給地点の計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (b) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、開閉器その他の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (c) 計量値の確認
- (d) 供給の終了または停止のための措置
- (e) その他電力需給契約の成立、変更もしくは終了に必要な業務または保安上必要な業務
- (3) 保安に対するお客様の協力: 一般送配電事業者の電気工作物の異常や一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼす恐れを発見した場合には、当社または一般送配電事業者に通知していただきます。
- (4) 供給の中止または使用の制限もしくは中止: 一般送配電事業者もしくはお客様の電気工作物の故障もしくはそのおそれがある場合、一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事の関係上やむを得ない場合、非常変災の場合、保安上の必要がある場合

合、一般送配電事業者の託送供給等約款その他の規定に定めるその他の場合には、電気の供給中止または使用の制限もしくは中止の措置が取られることがあります(電力需給約款31条)。

10. 契約の変更・解除・解約

- (1) お客様が電力需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。電力需給契約の変更に関するお問合せ・お申込みは、15に記載の当社の窓口にて受け付けております。なお、契約の変更であって、料金基準(①基本料金の有無および額、②電力量料金についての時間帯別または季節別料金の設定の有無、③電力料金のうち定額料金の有無、額、定額料金の上限値とする電力量、④電力量料金のうち従量料金の単価、⑤燃料費調整の有無についての料金の諸条件をいうものとします。)の変更を伴う場合には、当社が変更を承諾した後最初に到来する検針日から新たな料金基準を適用することとします。
- (2) 当社は、電力調達費用の変動等により料金基準の改定が必要となる場合(消費税・地方消費税の変更に伴う改定は除きます。)は、料金改定についてお客様にご連絡いたします。お客様は、新たな料金基準を承諾しない場合は、新料金基準適用開始日の30日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで電力需給契約を解約することができます。
- (3) お客様は、電力需給契約の解約を希望される場合、電気の使用の終了希望日を定めて、15日前までに当社に通知することにより、電力需給契約を解約することができます。また、お客様が、当社との電力需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合には、当該小売電気事業者から電気の供給を受ける日の前日の15日以上前に、当該小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます(当該小売電気事業者との間の契約内容によっては、当社に対する解約の申入れが別途必要となる場合がありますので、ご注意ください。)。お客様が上記に従って解約される場合には、上記終了希望日または新たな小売電気事業者との間での供給開始日の前日をもって当社との電力需給契約は終了するものといたします。なお、上記の15日前までのお申入れまたはお申込みがない場合には、供給終了のために必要な処置を当社が完了した日をもって当社との電力需給契約は終了するものといたします。
- (4) お客様が電気の終了希望日の通知をせず、電気のご契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合は、一般送配電事業者にてお客様が電気の使用をされていないと確認した日に、電力需給契約は消滅するものといたします。
- (5) 当社は、お客様が当社に対する債務の弁済を遅延した場合、お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険などを理由として供給停止に至った後もこれが解消されない場合、お客様について一定の事由(仮差押や租税滞納処分がされた場合、お客様が支払停止状態となった場合、法人その他の事業者であるお客様が営業の全部もしくは重要な一部を譲渡したり、資本の大幅な減少、営業の廃止または解散の決議をしたりされた場合、その主たる営業について営業停止処分などを受けられた場合など)には、電力需給契約の解除をする場合があります(電力需給約款39条)。この場合には、解除の15日前までに通知いたします。このほか、お客様が、反社会的勢力に該当しないことなどの表明保証ないし確約に違反した場合には、当社は、電力需給契約を直ちに解除ができるものといたします。なお、解約に伴い無契約状態になると、一般送配電事業者より電気の供給が停止される場

合があるため、電気のご使用にあたっては、お客様ご自身において、みなし小売電気事業者への特定小売供給のお申込み、または一般送配電事業者への最終保障供給のお申込みを行う必要があります。

- (6) 一般送配電事業者からの求めがあった場合など電力需給契約がお客様の実際の電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客様との当該契約を適正なものに変更させていただくことがあります。
- (7) 契約の終了または変更に伴い、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づいて工事費負担金その他の費用の精算を求められる場合には、当社はお客様から同金額およびその支払いに要する費用を申し受けます。
- (8) 需給契約に基づく料金その他の金銭債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

11. 違約金等

- (1) お客様が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客様は、当社に対し、その免れた金額(不正に使用した期間が確認できないときは、当社が合理的に決定した期間により算定いたします。)の3倍に相当する違約金を支払うものといたします。なお、当社にこれを超える損害が発生すれば、更に賠償いただきます。
- (2) 当社がお客様に電気を供給するために必要な設備の設置または変更の工事に必要な費用については、お客様の都合によって、供給開始に至らずに、電力需給契約を終了または変更される場合であっても、当社が該当一般送配電事業者から請求された金額およびその支払いに必要な手数料ならびに当社による工事に当たって必要な費用(実際に供給設備の工事を行わなかつた場合における測量監督等に費用を要したときの実費を含むものといたします。)をお客様から申し受けます。
- (3) お客様が故意または過失によって、その供給場所内の当社または該当一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。

12. 実質 CO2 排出量ゼロの電気の供給

- (1) 当社は、FIT 電気の調達及び卸電力取引所からの調達による電気を供給いたします。(なお、FIT 電気を調達する費用の一部は、国の法律に基づく FIT 制度により、広く電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。また、卸電力取引所から調達される電気には、水力、火力、原子力、FIT 電気、FIT 電気以外の再生可能エネルギー電気などが含まれます。)
- (2) 当社は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用して調整することにより、実質的に、当社が供給する電気の 100%について、二酸化炭素排出量ゼロの再生可能エネルギー電気による供給に努めます。ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書の調達状況によっては、調整後の二酸化炭素排出量がゼロとならない場合があります。また、非化石証書に関する制度が将来変更された場合には、改めて誠実に協議するものとします。

13. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、個人情報の保護に関する法律、電気事業法その他の関係法令及びガイドラインを遵守します。詳細は、当社ホームページのプライバシーポリシー(<https://afterfit.co.jp/privacy.html>)をご参照ください。
- (2) 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内において利用します。
 - (a) 当社グループの提供する商品・サービスの利用に伴うご連絡、DM の送付、各種お知らせの配布、

送信

- (b) 当社グループの提供する商品・サービスに関する調査、分析、改善及びマーケティング
- (c) 新規商品・サービスの開発
- (d) キャンペーン、アンケート、モニター及び取材等の実施
- (e) 当社グループの契約上の義務の履行及び権利の行使
- (f) 当社グループの商品・サービスに関する問い合わせへの対応

14. その他

- (1) 当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は、お客様が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本重要事項説明書に記載のない事項については、電力需給約款およびご契約の諸条件によるものとします。
- (3) 当社は、本重要事項説明書、および電力需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめ実施期日を明らかにしてお知らせいたします。なお、実施期日以降の本需給約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。

15. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称:株式会社 afterFIT(登録番号:A0720)
住所:東京都港区芝大門二丁目 4 番 6 号豊国ビル
メールアドレス:shirokumapower@afterfit.co.jp
ホームページ:<https://shirokumapower.com/>

しろくま電力(ぱわー)の電気料金計算方法

基本料金		電力量料金	
ご契約アンペア・ ご契約容量・ ご契約電力に よって 決定します。	ご使用量 × 電力量料金単価 + 燃料費調整額(注 1) + 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (注 2) + 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (基本料(注 3)) + ご使用量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価		
	士		
	+ 燃料費調整額(注 1)		
	ご使用量 × 燃料費調整単価		
	+ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (注 2)		
	再生可能エネルギー発電促進賦課金 (基本料(注 3))		
	+ ご使用量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価		

(注 1)電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、ご使用量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

(注 2)再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまからご使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

(注 3)関西・中国・四国エリアの従量電灯 A でご契約の場合

北海道エリア				
しろくま電力(北海道従量電灯 B)				
基本料金	10 アンペア	1 契約 あたり	341.00 円	
	15 アンペア		511.50 円	
	20 アンペア		682.00 円	
	30 アンペア		1,023.00 円	
	40 アンペア		1,364.00 円	
	50 アンペア		1,705.00 円	
	60 アンペア		2,046.00 円	
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	23.97 円	
	120kWh を超え 280kWh まで		30.26 円	
	280kWh 超		33.98 円	
しろくま電力(北海道従量電灯 C)				
基本料金	1kVA あたり		341.00 円	
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	23.97 円	
	120kWh を超え 280kWh まで		30.26 円	
	280kWh 超		33.98 円	
しろくま電力(北海道低圧電力)				
基本料金	1kW あたり		1,287.00 円	
電力量 料金	夏季(毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)	1kWh あたり	17.67 円	
	その他季(毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日まで)		17.67 円	
東北エリア				
しろくま電力(東北 従量電灯 B)				
基本料金	10 アンペア	1 契約 あたり	330.00 円	
	15 アンペア		495.00 円	
	20 アンペア		660.00 円	
	30 アンペア		990.00 円	
	40 アンペア		1,320.00 円	
	50 アンペア		1,650.00 円	
	60 アンペア		1,980.00 円	
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	18.58 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		25.33 円	
	300kWh 超		29.28 円	

しろくま電力(東北従量電灯 C)				
基本料金	1kVA あたり	330.00 円		
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	18.58 円	
	120kWh を超え 300kWh まで	1kWh あたり	25.33 円	
	300kWh 超	1kWh あたり	29.28 円	
しろくま電力(東北低圧電力)				
基本料金	1kW あたり	1,265.00 円		
電力量 料金	夏季(毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)	1kWh あたり	15.95 円	
	その他季(毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日まで)		14.50 円	
東京エリア				
しろくま電力(東京従量電灯 B)				
基本料金	10 アンペア	1 契約 あたり	286.00 円	
	15 アンペア		429.00 円	
	20 アンペア		572.00 円	
	30 アンペア		858.00 円	
	40 アンペア		1,144.00 円	
	50 アンペア		1,430.00 円	
	60 アンペア		1,716.00 円	
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	19.88 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		26.48 円	
	300kWh 超		30.57 円	
しろくま電力(東京従量電灯 C)				
基本料金	1kVA あたり	286.00 円		
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	19.88 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		26.48 円	
	300kWh 超		30.57 円	
しろくま電力(東京低圧電力)				
基本料金	1kW あたり	1,122.00 円		
電力量 料金	夏季(毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)	1kWh あたり	17.37 円	
	その他季(毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日まで)		15.80 円	
中部エリア				
しろくま電力(中部従量電灯 B)				
基本料金	10 アンペア	1 契約 あたり	286.00 円	
	15 アンペア		429.00 円	
	20 アンペア		572.00 円	
	30 アンペア		858.00 円	
	40 アンペア		1,144.00 円	
	50 アンペア		1,430.00 円	
	60 アンペア		1,716.00 円	
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	21.04 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		25.51 円	
	300kWh 超		28.46 円	
しろくま電力(中部従量電灯 C)				
基本料金	1kVA あたり	286.00 円		
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	21.04 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		25.51 円	
	300kWh 超		28.46 円	
しろくま電力(中部低圧電力)				
基本料金	1kW あたり	1,144.00 円		
電力量 料金	夏季(毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)	1kWh あたり	17.01 円	
	その他季(毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日まで)		15.46 円	
北陸エリア				
しろくま電力(北陸従量電灯 B)				
基本料金	10 アンペア	1 契約 あたり	242.00 円	
	15 アンペア		363.00 円	

	20 アンペア		484.00 円	
	30 アンペア		726.00 円	
	40 アンペア		968.00 円	
	50 アンペア		1,210.00 円	
	60 アンペア		1,452.00 円	
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	17.84 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		21.73 円	
	300kWh 超		23.44 円	
しろくま電力(北陸従量電灯 C)				
基本料金	1kVA あたり		242.00 円	
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	17.84 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		21.73 円	
	300kWh 超		23.44 円	
しろくま電力(北陸低圧電力)				
基本料金	1kW あたり		1,166.00 円	
電力量 料金	夏季(毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)	1kWh あたり	12.15 円	
	その他季(毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日まで)		11.09 円	
関西エリア				
しろくま電力(関西従量電灯 A)				
基本料金	最初の 15kWh まで	1 契約 あたり	341.01 円	
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	20.31 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		25.71 円	
	300kWh 超		28.70 円	
しろくま電力(関西従量電灯 B)				
基本料金	1kVA あたり		396.00 円	
電力量 料金	15kWh を超え 120kWh まで	1kWh あたり	17.91 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		21.12 円	
	300kWh 超		23.63 円	
しろくま電力(関西低圧電力)				
基本料金	1kW あたり		1,078.00 円	
電力量 料金	夏季(毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)	1kWh あたり	14.43 円	
	その他季(毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日まで)		12.95 円	
中国エリア				
しろくま電力(中国従量電灯 A)				
基本料金	最初の 15kWh まで	1 契約 あたり	336.87 円	
電力量 料金	15kWh を超え 120kWh まで	1kWh あたり	20.76 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		27.44 円	
	300kWh 超		29.56 円	
しろくま電力(中国従量電灯 B)				
基本料金	1kVA あたり		407.00 円	
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	18.07 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		24.16 円	
	300kWh 超		26.03 円	
しろくま電力(中国低圧電力)				
基本料金	1kW あたり		1,111.00 円	
電力量 料金	夏季(毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)	1kWh あたり	15.01 円	
	その他季(毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日まで)		13.72 円	
四国エリア				
しろくま電力(四国従量電灯 A)				
基本料金	最初の 11kWh まで	1 契約 あたり	411.40 円	
電力量 料金	11kWh を超え 120kWh まで	1kWh あたり	20.37 円	
	120kWh を超え 300kWh まで		26.99 円	

	300kWh 超		30.50 円
しろくま電力(四国従量電灯 B)			
基本料金	1kVA あたり		374.00 円
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	16.97 円
	120kWh を超え 300kWh まで		22.50 円
	300kWh 超		25.42 円
しろくま電力(四国低圧電力)			
基本料金	1kW あたり		1,116.00 円
電力量 料金	夏季(毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)	1kWh あたり	15.80 円
	その他季(毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日まで)		14.36 円
	九州エリア		
しろくま電力(九州従量電灯 B)			
基本料金	10 アンペア	1 契約 あたり	297.00 円
	15 アンペア		445.50 円
	20 アンペア		594.00 円
	30 アンペア		891.00 �円
	40 アンペア		1,188.00 円
	50 アンペア		1,485.00 円
	60 アンペア		1,782.00 円
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	17.46 円
	120kWh を超え 300kWh まで		23.06 円
	300kWh 超		26.06 円
しろくま電力(九州従量電灯 C)			
基本料金	1kVA あたり		297.00 円
電力量 料金	最初の 120kWh まで	1kWh あたり	17.46 円
	120kWh を超え 300kWh まで		23.06 円
	300kWh 超		26.06 円
しろくま電力(九州低圧電力)			
基本料金	1kW あたり		1,012.00 円
電力量 料金	夏季(毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)	1kWh あたり	17.12 円
	その他季(毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日まで)		15.43 円

■クーリングオフに関する事項

- (1) お客さまが、当社の電気を訪問販売または電話勧誘販売でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面(下図参照)により無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除。以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき(郵便消印受付など)から発生します。
- (2) この場合、お客さまは、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。また、②すでに提供を受けた役務の対価やその他費用などの支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額を返還いたします。さらに、④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合は、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- (3) 上記クーリングオフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。
- (4) クーリングオフの行使の方法は、ハガキ等にご住所、ご契約者名をご記入の上、株式会社 afterFIT しろくま電力(ぱわー)カスタマーサポート宛てに郵送してください。※確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨いたします。なお、郵便費用はお客さまでのご負担となります。

切手	郵便はがき 〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-6 豊國ビル 株式会社 afterFIT しろくま電力 カスタマーサポート 行 ご住所 ご契約者名 電話番号	右記の契約について、申込を撤回します。 契約解除(申込撤回)通知 ・ 申込日:〇年〇月〇日 ・ 担当者名
----	--	---